

東恋ヶ窪四丁目自治会 会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、東恋ヶ窪四丁目自治会と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員の自主的な運営の下に相互の親睦と福祉を図り、地域課題に取り組むことによって住みよい地域社会を作することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、東恋ヶ窪四丁目の居住者及び個人事業者をもって会員とし、数戸をもって班を構成し数班をもって地区を構成する。

2 特別会員は、当自治会の趣旨に賛同する東恋ヶ窪四丁目内の法人、団体等とする。

(部門)

第4条 本会は、第2条の目的達成のため次の部門を設ける。

- 一 総務部 二 福祉部 三 街灯部
- 四 防犯部 五 厚生部
- 六 防災委員会 七 企画委員会

(自治会連合会との連携)

第5条 本会は、恋ヶ窪自治会連合会に加入して、その役員の選出並びに会費運営等については連合会会則による。

(役員等の構成)

第6条 本会に、会長1名・副会長若干名・会計1名・書記2名・防災委員長1名・企画委員長1名・監事2名の役員を置く。

2 各区に理事1名、各班に班長1名を置く。

3 役員の役職間、役員・理事・班長の相互間の兼任は妨げない。

(役員等の選出)

第7条 役員は、総会にて選出する。

2 理事は、各区から選出する。

3 班長は、各班から選出する。

4 理事会において、第4条で設けた部の部長及び必要に応じて副部長を、互選により選出する。

(役員等の任期)

第8条 役員、理事および班長の任期は1年とする。なお再任は妨げない。

(役員等の任務)

第9条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 会計は、本会の会計事務を処理する。

4 書記は、会務を記録し、連絡・広報などに当たる。

5 防災委員長は、防災委員会を主催して地域防災の推進に当たる。

6 企画委員長は、企画委員会を主催して行事等の企画運営に当たる。

7 監事は、会計の監査に当たる。

8 理事は、理事会に出席するとともに、会務を分担し処理する。

9 班長は、担当する班内の会員との連絡及び会費等の集金に当たる。

(総会)

第10条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、原則として毎年4月に開催し、次の事項を審議し、決議する。

- 一 事業計画、事業報告に関する事項
- 二 予算、決算に関する事項
- 三 役員の選任及び解任に関する事項
- 四 会則等の改正に関する事項
- 五 その他重要事項

3 臨時総会は、会長が必要と認め役員会の承認を得たとき、または会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

4 総会は、出席者の多数決により決定する。

(会議)

第11条 役員会は原則として毎月開催し、理事会及び班長会は会長が必要と認めたとき開催する。

2 役員会は、役員で構成し、会の運営について審議し、決議する。

3 理事会は、理事及び役員で構成し、会の運営について重要な事項を審議し、決議する。

4 班長会は、班長、理事及び役員で構成し、会の運営について特に重要な事項を審議し、決議する。

5 役員会、理事会、班長会は、委任状を含め構成員の過半数の出席で成立する。

6 役員会、理事会、班長会は、出席者の多数決により決定する。

7 役員会、理事会、班長会は、構成員の3分の1以上から議案を示して請求があった時は開催しなければなら

ない。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに当てる。

なお、本会の年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

(会費)

第13条 本会の会費は、原則として月額 100 円とする。

2 特別会員の会費は、年額 5000 円とする。

(共済)

第14条 会員の慶弔並びに見舞いについては、共済内規を別に定める。

(費用の弁償)

第15条 本会の業務遂行のため為に出向、出張等の場合は、交通費、旅費、日当を支給する。その細部については、理事会にて定める。

(会則の改正)

第16条 本会の会則は、総会の決議を経なければ改正することができない。

本会則は、昭和 41 年 4 月 1 日制定実施する。

昭和 47 年 4 月 22 日 一部改正

昭和 53 年 4 月 16 日 一部改正

昭和 56 年 4 月 10 日 一部改正

昭和 57 年 4 月 18 日 一部改正

昭和 61 年 4 月 11 日 一部改正

昭和 63 年 4 月 17 日 一部改正

平成 8 年 4 月 14 日 一部改正

平成 30 年 4 月 29 日 一部改正

平成 31 年 4 月 14 日 一部改正

令和 4 年 5 月 1 日 一部改正

令和 5 年 5 月 1 日 一部改正

令和 6 年 9 月 8 日 一部改正(ただし第6条および第7条の改正は令和 7 年 4 月 1 日より適用する)

令和 7 年 5 月 17 日 一部改正

東恋ヶ窪四丁目自治会 共済内規

本自治会会則第14条に基づき、会員の慶弔並びに見舞等について、次のとおり定める。

1 慶弔

イ 会員の同居家族の就学を祝福し、記念品を贈る。
(小学校入学のみ)

ロ 会員の同居家族の成長を祝福するため、七五三および成人を祝い記念品を贈る。(七五三祝いについては、男子5歳女子7歳時とする。)

ハ 満 75 歳以上の高齢会員(同居者を含む)のため、敬老会を行う。

二 会員並びに同居家族の死亡に際しては、申請により下記の弔慰金を遺族に贈る。

会員並びに配偶者 金 5000 円

その他の親族 金 3000 円

(弔慰金については、死亡後6ヶ月以内とする。)

ホ 本会の業務遂行上死亡した者の弔慰金は、理事会に諮り別に定める。

2 見舞

イ 会員又は家族が本会の業務遂行上、負傷、疾病した場合は、見舞金を送る。

ロ 会員が不慮の災害等により共催を要すると認められる場合は、見舞金を贈る。

ハ 細部については、そのつど役員会に諮り決定する。

東恋ヶ窪四丁目自治会 申し合わせ事項

1 会費納入は、原則として1年分をまとめて納入する。

2 入会の際の会費納入は月割りとする。また退会の場合は、前納の会費を返金しない。

3 班は、隣接する班と、それぞれ全員の合意により統廃合することができる。

4 理事及び班長は、原則として輪番とする。ただし各班の話し合いで、免除することができる。

5 自治会への加入・退会は自由である。ただし、加入者は加入申込み書を、退会者は退会届を、会長に提出することとする。

6 会長が役員会の同意を得て出席を要請した者は、役員会に出席し意見を言うことができる。